



日耳鼻学会 FAX ニュース NO 162

平成22年3月13日 発行 (特)日本耳鼻咽喉科医会 E-mail jimuj@jenti.or.jp HP http://www.jenti.or.jp
〒104-0031 東京都中央区京橋2-11-8 全医協連会館5F FAX 03-5524-5228 TEL 03-5524-5230

22年度診療報酬改定『Q&A』(その1)

日医白クマ通信3月10日より

【再診料】(地域医療貢献加算)

- Q. この加算は診療所の再診料引下げを補填する目的に創設されたのか？
- A. 地域の身近な診療所で患者からの休日・夜間等の問い合わせや受診に対応することで、休日・夜間に病院を受診する軽症患者の減少、ひいては病院勤務医の負担軽減につながるような取組を新たに評価した点数である。
- Q. この加算を算定しない診療所は地域医療に貢献していないことになるのか？
- A. そのようなことはない。
- Q. 診察券に記載された時間外の連絡先に連絡があったが、留守番電話による対応だった場合、留守番電話の内容を聞いたら速やかに対応するというのでよいか？
- A. よい。
- Q. 施設基準に「当該保険医療機関の表示する診療時間以外の時間において、患者又はその家族等から電話等により療養に関する意見を求められた場合に、対応できる体制にあること」とあるが、携帯電話への転送等でもよいか？また、学会出張等の場合の取り扱いはどうか？
- A. 携帯電話への転送でもよい。また、学会等への参加のため、電話連絡等に対応できない場合には、連携医療機関の連絡先を患者に知らせることでよい。
- Q. 患者からの問い合わせはメール対応でもよいか？
- A. 電話での対応が原則であるが、患者の同意を得れば、速やかに応答することを条件に携帯メール等を併用してもよい。
- Q. 時間外の連絡先について、電話の転送サービス等を活用するなどして、必ず医師が対応する必要があるか？
- A. 時間外の連絡について、診療所職員が対応に当たり、患者からの電話の後、速やかに医師に連絡を行い対応することでもよい。
- Q. 電話再診料の場合でも算定できるか？
- A. 算定できる。

【明細書発行】

(発行義務)

- Q. レセプト電子請求していない医療機関において、明細書の発行を要請されたら、手書きでも必ず発行しなければならないのか？
- A. 発行義務はない。発行できない旨院内掲示をする義務が課せられた。
- Q. レセプト電子請求していない医療機関でも明細書の発行ができる医療機関では、明細書を発行した場合、費用を徴収できるのか？
- A. 発行義務はないが、発行した場合、患者の同意の下、費用を徴収してよい。明細書発行の手続き、費用徴収の有無、金額を院内掲示するとともに、その内容を地方厚生局(支)局長に届出する必要がある。
- Q. レセプト電子請求していない医療機関には、レセプト電子請求義務化猶予中の医療機関も含まれるか？
- A. 含まれる。
- Q. レセプト電子請求を7月診療分から開始する診療所の場合、明細書発行義務化は7月1日からと考えてよいか？
- A. そのとおり。
- Q. 求められる明細書の具体的な内容とは？
- A. 医療費の内容の分かる領収証及び個別の診療報酬の

算定項目の分かる明細書の交付について(保険局長通知)の別紙様式5を標準とし、同通知における記載例を参照されたい。

- Q. 明細書の発行が義務付けられる医療機関においては、正当な理由がない限り、原則として明細書を無料で発行することとされているが、原則ということとは、明細書を発行しなくてもよい場合があるということか？
- A. 患者が明細書の発行を希望しない旨、申し出があった場合には、明細書を発行する必要はない。
- Q. 検査名や薬剤名から疾患名が判明するが、例えば、がん患者に告知する前、あるいは家族から本人に告知しないように言われている場合も発行義務があるのか？
- A. 明細書の交付により、療養の継続に支障が生じると判断される場合や患者に精神的な損害が生じると判断される場合には、明細書を交付する義務はない。また、病名告知に配慮するため、会計窓口にて「明細書には薬剤の名称や行った検査の名称が記載されます。明細書の交付を希望しない場合は事前に申し出て下さい。」と掲示すること等を通じて、患者及びその家族の意向を的確に確認できるようにすること。
- Q. 全額公費負担の場合等、患者一部負担金が発生しない場合には領収証を交付しないが、明細書は交付する必要があるのか？
- A. 交付しなくても差し支えない。

(明細書発行体制等加算)

- Q. 患者から明細書の交付は不要である旨申し出があり、交付しなかった患者についても算定できるか？
- A. 算定できる。
- Q. レセプト電子請求の義務はないが、明細書の発行を行う診療所では算定できるか？
- A. 届出要件に「レセプト電子請求を行っているところ」とあることから、算定できない。

(薬剤情報提供料 手帳記載加算)

- Q. 患者が所有している手帳を持参しなかった場合は、薬剤の名称が記載されたシール等を交付しても算定できないのか？
- A. 調剤報酬と同じ扱いとしたので、算定できない。本件についてはすべて厚労省当局に確認済みのものである



GlaxoSmithKline 生きる喜びを、もっと
Do more, feel better, live longer

新発売

定量噴霧式アレルギー性鼻炎治療剤

処方せん医薬品(注意-医師等の処方せんにより使用すること) 薬価基準収載

アラミスト

Allermist

27.5µg 56metered Nasal Spray

フルチカソンフランカルボン酸
エステル点鼻液

※「効能・効果」、「用法・用量」、「用法・用量に関連する使用上の注意」、「禁忌を含む使用上の注意」等については添付文書をご参照ください。

製造販売元(輸入)
グラクソ・スミスクライン 株式会社
〒151-8566 東京都渋谷区千駄ヶ谷 4-8-15 GSKビル
TEL: 0120-561-007(9:00~18:00/土日祝日および当社休業日を除く)
FAX: 0120-561-047(24時間受付)

2009.6